

令和7年度
(2025年度)

豊かな環境創造基金活用事業補助金

申請の手引き



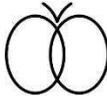
申請期間 令和7年4月7日(月)～令和7年5月21日(水)
相談期間 令和7年1月20日(月)～令和7年5月14日(水)

東大阪市 環境部 環境企画課

TEL: 06-4309-3198

FAX: 06-4309-3829

MAIL: kankyokikaku@city.higashiosaka.lg.jp

 **デコ活**
くらしの中のエコろがけ

豊かな環境創造基金活用事業補助金

～団体・学校園等が取り組む環境活動へ補助します！～

東大阪市内で豊かな環境づくりに取り組んでみませんか？

市民や事業者の皆さんからの寄附、募金、ふるさと東大阪応援寄附金（ふるさと納税）等を積み立てる東大阪市内豊かな環境創造基金を活用して、環境教育の振興、環境啓発、改善活動を行う団体等へ活動費用を補助します。



「若江の森プロジェクト」
東大阪市立若江小学校（令和6年度）



「なにわの伝統野菜の栽培」
東大阪市立枚岡中学校（令和5年度）

豊かな環境創造基金の仕組み



目 次

募集概要

| | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | スケジュール | 1 |
| 3 | 補助対象者 | 2 |
| 4 | 補助対象事業 | 3 |
| 5 | 補助対象経費 | 4 |
| 6 | 補助回数・補助金額 | 5 |
| 7 | 補助対象となる事業の実施期間 | 5 |

申請～審査

| | | |
|----|------------|---|
| 8 | 申請期間及び申請方法 | 5 |
| 9 | 申請書類 | 6 |
| 10 | 審査方法 | 7 |
| 11 | 審査基準 | 8 |

交付決定～終了報告

| | | |
|----|--------------|----|
| 12 | 補助金の交付決定 | 9 |
| 13 | 補助金の交付請求 | 9 |
| 14 | 事業内容の変更または中止 | 9 |
| 15 | 補助金活用事業の明記 | 10 |
| 16 | 事業終了報告 | 11 |
| 17 | 成果発表会 | 11 |
| 18 | 市の環境に関する取組 | 11 |
| 19 | 実施内容の公開 | 11 |
| 20 | 問合せ先 | 11 |

募集概要

1 目的

地域で活躍する各種団体等の自発的な活動を促進するために補助金を交付し、地球環境への負荷の低減、地域環境の改善その他の豊かな環境を創造することを目的とします。

2 スケジュール

相談期間 令和7年1月20日(月)～令和7年5月14日(水)

申請期間 令和7年4月7日(月)～令和7年5月21日(水)

事前相談 申請書提出

事前相談【令和7年1月20日(月)～令和7年5月14日(水)】

申請書の記入方法や申請事業の助言が欲しい等、申請にあたっての相談を受け付けます。

申請書の作成・提出【令和7年4月7日(月)～令和7年5月21日(水)】

必要書類を作成し、東大阪市電子申請システムにてご提出いただきます。
※東大阪市電子申請システムで申請できない方は、環境部環境企画課までご相談ください。

審査

書類・プレゼンテーション審査【令和7年6月14日(土)】

事業内容をまとめた資料をパワーポイント形式にてご提出いただいたうえで、書類及びプレゼンテーション審査を実施します。

プレゼンテーション：5分程度

質疑応答：3分程度

交付決定 事業実施

補助金交付決定、補助金の支払い【令和7年6月下旬】

基金審査部会での審査結果により、交付決定を行います。

交付決定がなされた団体へは、交付決定額を指定口座へ振り込みます。

事業実施【令和8年3月31日(火)まで】

補助金を活用し、提出した申請書に沿って事業を実施してください。

途中で計画が実施できなくなった場合や計画を変更する場合は、早急に環境企画課までご連絡ください。

報告

終了報告・成果発表【令和8年4月下旬】

事業が終了次第、事業による具体的な効果を評価、考察したうえで、終了報告書をご提出いただきます。また、各団体による活動の成果をまとめた資料をパワーポイント形式にてご提出いただいたうえで、成果発表会を実施します。

3 補助対象者

補助金申請の資格を有する者は、次のとおりとします。

| No. | 対象者 |
|-----|--|
| ① | 市内に所在する学校教育法に基づく学校園、児童福祉法に基づく保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園又はこれらと協働事業を行う団体等（以下「学校園等」という。） |
| ② | 本市域内に活動拠点を有し、構成員の過半数が市内に居住、勤務、在学する者で組織する団体（以下「市民団体」という。） |
| ③ | 市内に事業所を有する事業者、業界等で組織する団体（以下「事業者団体」という。） |
| ④ | 市民、事業者、行政のうち二者又は三者が共同で組織する団体（以下「共同組織団体」という。） |

※②～④については、加えて当該団体の規約等を文書で定めている団体が対象となります。

※同一団体が同一年度内に 2 件以上申請することはできません。次年度以降に新たな事業を申請することはできますが、その場合、初めてこの補助金を申請する団体の場合と審査基準が異なります。

【事業実施主体例】

- ① 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校
上記学校園等と PTA 等の協働組織
- ② 環境活動団体等の市民団体
- ③ 複数の事業者により組織された事業者団体
- ④ 市民、事業者、行政による共同組織団体

なお、個人や企業は補助対象外です。

NPO 法人のような法人格がなくても、団体名や各々の役割を決めて、会則・規約を作成することで、補助対象となります。



4 補助対象事業

補助金の対象となる事業は、次のとおりとします。

| No. | 対象事業 |
|-----|---|
| ① | 環境に関する教育及び学習の振興を目的とし、学校園等が直接又は保護者や地域住民等と協働で実施する独創性のある単年度又は継続的な事業 |
| ② | 環境に関する啓発活動及び改善活動の促進を目的とし、市民団体、事業者団体、共同組織団体又は複数の団体が協働で実施する事業で、原則として公共性があり、かつ、独創性のある単年度又は継続的な事業 |

ただし、次に掲げる事業は対象としません。

- 市内で企画、実施しない事業
- 毎年3月31日までに完了しない事業
- 会員の親睦を主な目的として実施する事業
- 営利を目的とした事業
- 宗教的又は政治的活動に関連する事業
- 法令に違反した事業
- 他の補助金等を受けている又は受ける予定のある事業
- 暴力団や暴力団密接関係者が実施する事業

【事業内容例】

- ① 学校園でのグリーンカーテンによる環境教育
保育所での園庭の芝生化
- ② 市民団体による環境保全の啓発
事業者団体による河川の清掃活動

などの非営利活動で、上記以外にも様々な事業が考えられます。

申請時に既に取り組んでいる事業も対象となりますが、補助金の交付については、確約するものではありません。

※事業が交付決定されなかった場合、事業費は自己負担となります。



5 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次のとおりとします。

| 対象経費 | |
|----------|-------------------------|
| 科目 | 内容 |
| 工事費 | 事業に必要な工事費及びそれに付帯する費用 |
| 報償費 | 講師やアドバイザーへの謝金 |
| 需用費 | 印刷、発送、記録や備品、消耗品購入に要する費用 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、活動に必要とする機器、器材の借上料 |
| その他 | 市長が必要と認める経費 |

ただし、次に掲げる経費は対象としません。

- 申請期間以外の活動に関する経費
- 当該団体の構成員の人件費
- 飲食に係る食糧費関係
- 移動にかかる交通費
- 領収証書等がなく使途が不明なもの
- その他市長が適当でないとする経費

【経費の考え方】

科目（工事費、報酬費等）ごとに財布があるイメージで、財布間での20%を超えるお金の配分変更には、別途変更届の提出が必要です。

→ 「14. 事業内容の変更または中止」を確認してください。



活動を始めてから、「需用費が足りない」「工事費を余分に計上しすぎた」とならないよう、申請時に必要な費用を十分に精査しましょう。



6 補助回数・補助金額

補助金の申請回数及び金額は、補助対象事業により次のとおりとします。

なお、今年度の予算額は210万円です。

| No. | 補助金額 |
|-----|--|
| ① | 同一事業又はこれに類する事業については、原則1施設1回限り。ただし発展性のある継続的な事業については3回までとし、1回の申請につき上限30万円。 |
| ② | 同一団体の同一事業又はこれに類する事業については、原則1回限り。ただし発展性のある継続的な事業については3回までとし、1回の申請につき上限30万円。 |

※上記①、②は「4. 補助対象事業」の番号と対応

【発展性のある事業例】

1年目 休耕田に菜の花を栽培し、自然環境の保全に努める。

2年目 菜の花から搾取した菜種油を給食として利用するとともに、油かすを肥料とした野菜を児童・生徒とともに栽培するなど、資源の循環と地産地消の教育をする。

3年目 菜種油の廃食油からBDF（バイオディーゼル）を生産するなど、新たな活用方法を検討する。

発展性のある事業にするための助言が欲しい等があれば、環境企画課までご相談ください。



7 補助対象となる事業の実施期間

単年度事業の場合は、令和8年3月31日（火）までに実施・完了する事業とします。

複数年度かけて行う事業については、事業内容・計画に基づき今年度実施する部分が、令和8年3月31日（火）までに実施・完了する事業とします。

申請～審査

8 申請期間及び申請方法

(1) 申請期間

令和7年4月7日（月）～5月21日（水）

※申請事業の経費が予算額に満たない場合は、追加募集をすることがあります。

(2) 申請方法

東大阪市電子申請システムにて申請

※東大阪市電子申請システムで申請できない方は、環境部環境企画課までご相談ください。

東大阪市電子申請システム

<https://lgpos.task-asp.net/cu/272272/ea/residents/procedures/apply/2d7efe70-5596-4f0a-9ca5-fac85ff52226/start> (右記 QR コードからも申請可)

※電子申請システムでの申請方法については、市ウェブサイトに掲載している「豊かな環境創造基金活用事業補助金電子申請マニュアル」をご確認ください。



9 申請書類

申請時に提出していただく書類は、次のとおりとします。

○申請書類

| No. | 申請書類 |
|-----|----------------------------------|
| ① | 東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付申請書（様式第1号） |
| ② | 事業概要（別紙1） |
| ③ | 事業経費明細書（別紙2） |
| ④ | 団体の概要（別紙3） |
| ⑤ | 暴力団員等の排除に関する誓約書兼暴力団員等調査同意書（別紙4） |

※申請書類（様式・別紙）については、環境企画課ウェブサイトからダウンロードしてください。ただし、電子申請システムで申請される場合は、必要項目を入力すると自動で作成されるため、ダウンロードせずに申請いただけます。

○添付書類

| No. | 添付書類 |
|-----|---|
| ① | 2社以上の見積書の写し ※事業経費のうち単価が2万円を超える場合 ・耕運機が1台で10万円の場合→2社以上の見積書の写しが <u>必要</u> ・野菜の苗が20個で2万円（単価200円）の場合→見積書の添付は <u>不要</u> |
| ② | 団体の規約や会則、会員名簿 ※「3. 補助対象者」②～④の場合（2ページ参照） |
| ③ | 団体の活動実績がわかるもの ※「3. 補助対象者」②～④の場合（2ページ参照） |
| ④ | プレゼンテーション審査にて使用するパワーポイント資料 ※容量が大きい場合は、USB等に保存し、環境企画課までご持参ください。 |
| ⑤ | その他（図面等、事業内容の分かるもの） |

※申請書類は、補助の適否を決定する審査資料になりますので、内容は詳細かつ分かりやすく記載してください。

10 審査方法

申請案件は、東大阪市環境審議会基金審査部会で審査します。

申請書類を提出していただいた団体は、書類審査及び次のとおり事業内容をプレゼンテーション形式で発表していただきます。

日時 令和7年6月14日（土） 午前10時から
場所 東大阪市役所本庁舎 18階大会議室（東大阪市荒本北一丁目1番1号）
内容 ・申請事業のプレゼンテーション（5分程度）
・審査員との質疑応答（3分程度）

※プレゼンテーションに欠席した場合は、不採択となります。

※発表時間の希望等は対応いたしかねますのでご了承ください。

※補助金の申請書類と一緒に、プレゼンテーション審査にて使用するパワーポイントデータもあわせてご提出をお願いいたします。

【プレゼンテーションの内容構成例】

①背景

⇒なぜ事業を実施しようと思ったのか

②事業の具体的な内容

⇒いつ、だれが、どのような目的で実施するのか

③期待される事業効果

⇒事業を実施するとどのような効果があるのか

④事業実施後の展望

⇒事業実施中や実施後にどのようにして地域住民や仲間を巻き込み、補助金を受けた後も事業を継続させていくのか。

⑤（継続事業の場合）改善点や新たな取組 等

プレゼンテーションの内容は、申請書類の内容に沿って発表してください。

また、申請書には記載しきれなかった事業内容についてより詳しく説明してください。



11 審査基準

申請書類及びプレゼンテーションをもとに評価し、以下項目について審査します。

審査評価は、審査項目及び審査視点の点数の合計（30点満点）により行い、審査員の平均点数がおおむね18点以上のものを採択候補とします。

また、過去に本補助金を受けたことのある団体が申請する際には、同一事業であれば事業の発展性、別事業であれば過去の事業との関連付け、相乗効果が期待できるか、という視点からも審査します。

○審査項目及び視点

| No. | 審査項目 | 審査の視点 | 配点 |
|-----|---------------------|--|-----|
| ① | 環境への影響 | ・地球環境又は地域環境に対して、どのように貢献しているか | 5点 |
| ② | 事業効果 (費用対効果を含む。) | ・事業の経費の内容が明確かつ妥当であるか ・事業又は事業効果に将来への継続があるか ～過去に本補助金を交付した団体の場合～ (同一事業) ・事業内容、効果の発展性 (別事業) ・過去の事業との関連付けがあるか ・過去の事業と相乗した効果が期待できるか | 5点 |
| ③ | 独創性 | ・独自の工夫がなされているか ・地域特性や団体の個性を活かしているか | 5点 |
| ④ | 公益性 | ・公共的、公益的な事業であるか ・環境に対する特性や課題を踏まえた事業であるか ・市民、地域住民の理解と共感を得られる事業であるか | 5点 |
| ⑤ | アピール性 | ・事業の内容が市民、地域住民にアピールできるものか ・誰もが参加できる、参加したいと思うものか | 5点 |
| ⑥ | プレゼンテーション の内容 | ・時間内に要点を整理して発表できているか ・質疑応答に的確に答えられているか ・熱意が伝わってくるか | 5点 |
| 合計 | | | 30点 |

○審査点数

| 採点の評価基準 | 評価点 |
|-------------|-----|
| 特に優れているもの | 5点 |
| 優れているもの | 4点 |
| やや優れているもの | 3点 |
| 普通 | 2点 |
| やや劣る | 1点 |
| 劣る又は該当しないもの | 0点 |

交付決定～終了報告

1.2 補助金の交付決定

基金審査部会での審査結果に基づき市長が交付の可否を決定し、「東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」又は「東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金不採択決定通知書（様式第3号）」により通知します。なお、申請内容により、事業が不採択となる場合や補助金額を減額する場合があります。

※交付決定にあたっては、必要に応じ条件を付すことがありますので、当該内容により難しいときは、交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して10日以内に「東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付申請取下書（様式第4号）」を提出してください。

1.3 補助金の交付請求

「東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付決定通知書（様式第2号）」の通知を受領した後、原則30日以内に「東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金交付請求書（様式第6号）」を東大阪市電子申請システムにてご提出ください（様式や提出方法等については、交付決定通知書と同時にご案内します）。

※東大阪市電子申請システムで提出できない方は、環境部環境企画課までご相談ください。

※請求書の提出が確認できなければ、補助金を交付することはできません。

1.4 事業内容の変更または中止

交付決定の内容を変更又は中止しようとする場合は、「東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金変更・中止申請書（様式第7号）」を東大阪市電子申請システムにてご提出ください。

変更申請書の提出が必要となる主な要件は以下のとおりです。

要件

- ・ 事業内容を変更する場合

(例) 当初米作りを計画していたが、地域の清掃に事業を変更

- ・ 事業経費を変更する場合 ※経費配分の 20%を超えない範囲における変更を除く。

(例) 事業申請額(事業経費)が 30 万円の場合

【申請時】



【実施後】



工事費: +4万円

需用費: -4万円

変更金額: ±8万円

⇒事業経費(30万円)の20%(6万円)を超える経費の配分変更のため、変更申請が必要です。

※上記以外にも変更申請が必要となる場合があります。

※変更にあたっては、既に交付決定通知書により通知した補助金交付決定金額より増額することはできません。

※申請確認後、内容を審査したうえで、その結果を東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金変更・中止申請結果通知書(様式第8号)により通知します。

※東大阪市電子申請システムで提出できない方は、環境部環境企画課までご相談ください。

1.5 補助金活用事業の明記

事業の実施にあたっては、当該基金活用事業を広く周知するため、基金活用事業である旨を施設や設備、あるいは、チラシやパンフレット等に明記してください。

【例】

『この設備は、「東大阪市豊かな環境創造基金」からの補助を受け設置しています。』

『この事業は、「東大阪市豊かな環境創造基金」からの補助を受けています。』

『東大阪市豊かな環境創造基金活用事業』



16 事業終了報告

事業が終了次第、事業による具体的な効果を評価、考察したうえで、次の書類を提出していただきます。なお、終了報告がない場合は、補助金を返還していただきます。

○申請書類

| No. | 申請書類 |
|-----|----------------------------------|
| ① | 東大阪市豊かな環境創造基金活用事業補助金終了報告書（様式第9号） |
| ② | 事業実績報告書（別紙5） |
| ③ | 事業経費明細報告書（別紙6） |

○添付書類

| No. | 添付書類 |
|-----|-------------------|
| ① | 領収証書確認票又はこれに準じたもの |

※必要書類（様式・別紙）については、環境企画課ウェブサイトからダウンロードしてください。ただし、電子申請システムで申請される場合は、必要項目を入力すると自動で作成されるため、ダウンロードせずに申請いただけます。

17 成果発表会

事業完了後には、各団体による活動の成果をまとめた資料をパワーポイント形式にてご提出いただいたうえで、成果発表会を4月ごろに実施します。なお、成果発表会を欠席した場合は、交付済みの補助金を返還していただくことがあります。

18 市の環境に関する取組への参加

補助団体については、市の環境に関する取組に参加していただく場合がございます。

（例）環境活動団体交流会（※）への参加

※環境活動団体交流会とは、地域における環境活動の情報共有を図り、協働・連携を促進するものです。

19 実施内容の公開

各種団体の活動の促進を図るため、補助対象者、補助金額、活動内容や活動の様子がわかる写真やデータ等を東大阪市ウェブサイト等に掲載、チラシ等での広報活動に活用させていただきます。

20 問合せ先

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 環境部 環境企画課

TEL06-4309-3198 FAX: 06-4309-3829

E-mail: kankyokikaku@city.higashiosaka.lg.jp